

お知らせ

国民健康保険の加入、喪失の届出は忘れずに

職場の健康保険などの資格を喪失した時や、職場の健康保険などに加入した時は、国民健康保険の加入・喪失の届出が必要です。国民健康保険の加入・喪失の手続きが遅れると、国民健康保険税を資格が発生した日までのさかのぼって納めることとなります。また、喪失の手続きが遅れて、国民健康保険証で病院を受診した場合は、国保が負担した医療費を全額返納していただくこととなりますので、14日以内に忘れずに届出を行ってください。

■届出に必要なもの

○国民健康保険の加入

・職場の健康保険の資格喪失年月日のわかるもの（健康保険資格喪失証明書・離職票等）

○国民健康保険の喪失

・新しく加入した健康保険証（保険証が未交付のときは資格取得証明書）

・国民健康保険証

■届出窓口

保健福祉課

福祉・子育て支援グループ

☎4-2511内線125

☆4-251104

お知らせ

春はヒグマに注意！

春は、ヒグマが冬眠を終え活動を始める時期です。山菜採りや登山、ハイキングなど楽しみにされている方々も多いこととは思いますが、不幸な事故を未然に防ぐため次のことに注意しましょう。

■野山に入る前に役場や

森林管理署などで、事前にヒグマの出没情報を得るほか、出没を知

らせる看板がある場所への立ち入りは避けましょう。

■野山では、単独行動を避け、集団での行動を心掛けましょう。

また、鈴など音の出るものを携行するなどヒグマの存在を早めにヒグマに知らせる工夫をしましょう。

■野山での飲食の際に、おいしい強いものはヒグマを引き寄せる場合がありますので、控えたほうがよいでしょう。また、残飯、空き缶などのゴミは必ず持ち帰りましょう。

町ではヒグマの出没情報を「アニマルアラート」で掲載していますので、ご活用ください。ヒグマを目撃したり、足跡を発見した場合は、速やかにご連絡願います。

■お問い合わせ

農林課
林業振興グループ

☎4-2511内線244
☆4-251112



お知らせ

野焼きは法律で禁止されています。

家庭ごみなどを野外焼却する行為、いわゆる「野焼き」は、風俗慣習などの一部の例外を除き法律で禁止されています。

野焼きは、煙や悪臭で付近の住民への迷惑となるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因にもなります。

○野焼きには

罰則があります

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、違反すると5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、又はこれを併科されます。例えば、事務所や家庭から出た弁当がらや紙くずなどを簡易焼却炉等で燃やしても、燃やす量にかかわらず罰則の対象となります。

■お問い合わせ

税務住民課

住民生活グループ

☎4-2511内線118

☆4-251103

運転免許証更新時講習
(4月6日から5月11日まで)

駅前交流プラザよろーな

■違反運転者講習(2時間)

4月6日(木)午後2時

■一般運転者講習(1時間)

4月6日(木)午後5時30分

4月20日(木)午後2時

5月11日(木)午後2時

■優良運転者講習(30分)

4月6日(木)午後7時

4月20日(木)午後1時

5月11日(木)午後1時

下川交通防犯センター

■優良運転者講習(30分)

5月8日(月)午後1時